

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県、足柄下郡真鶴町

## 3. 地域再生計画の区域

神奈川県足柄下郡真鶴町の区域の一部（真鶴港及び岩漁港）

## 4. 地域再生計画の目標

真鶴町は、人口8,524人（平成21年12月1日現在）、面積7.02k㎡（平成20年10月1日現在）で、神奈川県西部の真鶴半島に位置し、相模湾に面した町である。

四季を通じて温暖な気候で、原生林が広がる真鶴半島は、県立自然公園に指定されるとともに、周囲の水域も良好な水質であることから、様々な魚介類が生息する豊かな自然環境を有している。

一方、文化面では寛平元年（889年）に創建された貴船神社等の歴史的建造物、日本三大船祭りの一つで国の無形民俗文化財にも指定されている貴船まつり等があり、毎年数多くの観光客が訪れている。

そうした環境にあつて、真鶴港及び岩漁港は、どちらも地域経済の核となる天然の良港である。

真鶴港は古くから漁業と石材海運業を中心とした海上交通基地、荒天時における漁船・石材船等の避難場所として重要な役割を担ってきたが、海洋レクリエーションの広まりと共に、遊漁船の営業やマリナーの立地が見られる様になった。その後、港や周辺の観光資源を活かした施設の充実の一環として、観光遊覧船が就航する等、観光レクリエーション基地としての役割も担うようになった。岩漁港は漁業を中心としている漁港であり、マリナーの機能も有している。

しかしながら、地域振興の状況を近年の観光客等の来訪者数の変遷に着目してみると、平成16年は100万人を割り込む最少で、その後も低迷が続き、平成6年の頃の約50%の人数である。

さらに、地域経済を牽引するはずの二つの港はともに、多くの施設が昭和20年代又はそれ以前に整備されたもので老朽化が著しい。真鶴港では、外洋に面した港であることから港内静穏度の不足による、出漁の見合わせにより、真鶴の観光資源とされている新鮮魚介類の安定供給に支障を来すこともあり、地元で水揚げされる魚介類を目当てとした来訪者の減少の一因となっている。また、台風等の気象擾乱により石材船の稼働の低下および遊覧船の欠航、係留船舶や周辺施設の被害が発生している。岩漁港では、漁業活動を行う漁港施設整備の遅れに起因する安全性の確保、漁業従事者の減少が課題となっている。

さらに、近年その切迫性が指摘されている南関東地震、神奈川県西部地震等による津波被害の軽減、港を利用した防災対策の強化への取組みも緊急の課題である。

このような中で、真鶴町では町民参加のもと「第3次真鶴町総合計画基本構想（平成13年3月）」に基づき、「後期基本計画（平成18年3月）」を策定し、特に港湾・漁港分野で「海と緑にいだかれたところよいまち」、「地域に息づくにぎわいと活力あるまち」という目標のもと、「総合的な地域防災対策の推進」、「環境と暮らしにあつた土地利用の推進」、「観光の振興と新たな産業おこし」、「海の恵みを守りはぐくむ水産業の振興」、「生活を豊かにする商業の振興」の施策を推進している。

これらを踏まえ、港を核とした地域の活性化を図るため、県では真鶴港について、地域住民、港湾利用者、学識経験者からなる「真鶴港活性化整備計画検討会」を平成15年11月に設置し、港内の安全性向上及び津波被害の軽減に資する防波堤の整備を主体とした「真鶴港活性化整備計画（平成17年3月）」を策定した。この計画は、基本理念・基本方針を実現するため平成27年度を目標年次とした「港湾計画（平成17年9月）」に位置付けられた。

町においては、行政、地域住民、関係団体により地域と一体となって港を再評価・活用して地域振興及び活力ある港づくりを推進するため「みなとまちづくり協議会」を設立し、港を活用した事業の企画や支援を行うと共に港湾計画と連携を図る役割を担っている。

また、真鶴町漁業協同組合は、水産庁の「漁村コミュニティ支援事業」（平成16年度）を活用した体験定置網及び魚まつりを継続実施し、都市漁村交流に取り組んでいる。

そこで、こうした取組みを通じた地域の活性化を確固たるものとするために、平成17年度認定の地域再生計画（以下、「前計画」）に基づき、港整備交付金を活用して真鶴港、岩漁港の両港を一体で整備してきた。

まず、「前計画」に「地場産業の振興目標」として掲げた「年間観光者数の増加」については、真鶴港をベースに「みなとまちづくり協議会」や地元真鶴町が開催するイベント数も増え、それらの拠点会場として港の利活用が図られた。こうしたところ、平成19年には来訪者数が109万人となり、地元の観光振興上、悲願の100万人を越え、目標とした10%増となる110万人に迫り目標達成の明るい兆しが感じられる。

次に、「港の安全な利用目標」として掲げた真鶴港の「岸壁の利用可能日数の向上」については、対象となる防波堤の整備は「真鶴港活性化整備計画」に定めた全体計画延長の四分の一であったため、波浪に対し最も効果的な箇所を選定しており、静穏度の確実な向上に伴い目標が達せられる見込みである。また、「津波被害の軽減」については、津波の特徴（長波長で回折効果が非常に大きい）から目覚ましい効果ではないが、所定の軽減が図られる見込みである。

さらに、岩漁港については、荒天時の対応を漁業者にヒアリングしたところ、防波堤の嵩上改良により越波被害は軽減されており、効果が上がっている。

以上のような前計画の目標の達成状況を踏まえて更なる地場産業の振興と港の安全利用を目指した、新規地域再生計画（以下、「新たな計画」）に基づき平成22年度から引き続き整備を進める。

具体的には、「地場産業の振興目標」に関し、真鶴港において「みなとまちづくり協議会」の企画するイベント会場として定着してきた物揚場周辺で、これまで手付かずのエリアに緑地整備を実施し、港湾を活用したイベントの開催を下支えする空間の整備を行なうことで来訪者数の安定的な増加を見込み、平成19年で到達した年間100万人の来訪者数に対し、前計画目標から更に一歩進め、15%増しの年間115万人を目指すこととした。

また、「港の安全な利用目標」に関し、真鶴港については、引き続き防波堤の整備を進め、「真鶴港活性化整備計画」に定めた全体計画延長の完成を目指し、津波被害を15%軽減し防災機能を向上することとした。

この様に、真鶴港においては港の施設を充実させることで賑わいを創出し、観光客等来訪者の増加に寄与するとともに、防波堤整備の完結により荒天時において岩漁港所属漁船を含めた漁船・石材船等の避難港としての役割および大規模災害の緊急物資受け入れ港としての役割を確立させるとともに、津波被害を軽減させる。

岩漁港においては、荒天時における漁船の避難は他市の漁港に依存し、1t未満の小型漁船については他港への避難が航行上の安全面から困難であり、重機による浜への引揚げ、波浪の影響が存在するが泊地内係留での対処を余儀なくされているのが実状であった。これらを真鶴港の泊地利用

に切り替えることや、1 t未満の小型漁船については船揚場を整備することにより、自港での避難が可能となり、重機・台船での2人作業での引揚から巻揚機による単人作業と労働時間・避難時間の短縮および効率的な漁業活動の実施が可能となる。更に老朽化した物揚場では壁面に岩盤が突出しており漁船の接岸に支障を来しているため、この改良を図ることにより漁船が安心して停泊できる環境が実現でき、漁業活動の安全性の向上および荷さばき等の効率化が期待出来る。

以上の様に老朽化した港湾・漁港施設の改良により、港利用の安全・効率化が向上し輸送時間の短縮が図られることから、石材運搬の効率化が期待でき、港内の静穏度向上にとともに、レクリエーション用小型船舶等のマリーナの利用頻度が更に増し、港を利用する産業の振興を通じ地域の活性化に寄与する。さらに、地域防災計画で切迫性がある神奈川県西部地震などによる津波に対し、真鶴町の作成した津波ハザードマップなどのソフト対策とともに、ハード対策の一躍を担うものであり、双方の連携により災害に強い港となり、陸路が寸断された場合の輸送手段の確保としても、両港の整備は、地域の人々にとっての安心・安全に資するものとなる。

(目標1) 地場産業の振興 (年間来訪者数を約15%増加させ、約115万人とすることで港の活性化を図り、地場産業の振興に寄与する)

(目標2) 港の安全な利用 (真鶴港においては現状の岸壁の不稼働日数を更に軽減させ、静穏度を満足出来る港とするとともに、津波被害を約15%軽減した防災機能の向上した港とする。また、岩漁港においては全ての1t未満の小型漁船の自港避難を可能とする)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

「第3次真鶴町総合計画」や漁業協同組合による都市漁村交流、地域での合意を得ながら活力ある港づくりをめざす「みなとまちづくり」の取組みを進めるとともに、引き続き港整備交付金を活用して、地域経済の核である真鶴港、岩漁港の基盤整備を行い、地域の活性化並びに災害時の緊急物資受入れ港等の防災機能向上の役割を担う。

真鶴港においては、引き続き防波堤の整備を進め完成することで、港の更なる安全性を確保(静穏度の確保)し津波被害の軽減を図る。また、緑地整備を行い、観光及び地場産業の振興に資する。

岩漁港においては、漁船の安全な接岸を図るため物揚場(西物揚場)の改良を行い、小型漁船の安全確保のため船揚場の整備を行う。また、港を利用する地域を中心に、観光振興や漁業振興の取組みを独自に行い、総合的に地域の活性化を目指している。

### 5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

#### [施設の種類の、事業主体]

- ・港湾施設(真鶴港) 神奈川県
- ・漁港施設(岩漁港) (第一種漁港) 真鶴町

#### [事業区域]

- ・真鶴港及び岩漁港

#### [整備量]

- ・港湾施設 ……防波堤、緑地
- ・漁港施設 ……物揚場、船揚場

#### [事業期間]

- ・港湾施設 (平成 22 ～ 26 年度)
- ・漁港施設 (平成 23 ～ 25 年度)

#### [整備交付金の総事業費]

3,700,000 千円

- ・港湾施設 3,600,000 千円 (うち交付金 1,441,000 千円)
- ・漁港施設 100,000 千円 (うち交付金 50,000 千円)

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別措置を活用するほか、「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### ○ 都市漁村交流の推進

真鶴町漁業協同組合は、平成16年度より水産庁の「漁村コミュニティ支援事業」を活用した体験定置網の実施、魚まつりの開催により、都市漁村交流を図りつつ地域の活性化に取り組んでいる。

#### ○ 真鶴港みなとまちづくり協議会の活動

地域住民の立場から港を再評価し、港を利用する地域産業・海に開かれた特性等を活用し、地域合意を得ながら活力ある港づくりをめざす「みなとまちづくり」の活動を行っている。

真鶴港みなとまちづくり協議会 (平成16年12月1日設立)

(構成) 自治会、観光協会、商工会、漁協、町

(活動内容) ・真鶴港活性化整備計画の実現に向け協議会において地域の振興、活性化の推進を目的として活動

- ・さかなまつり (9月)、商工まつり (10月) 等の支援活動

#### ○ 町案内人制度の推進

真鶴町観光協会は真鶴町と連携し、観光ボランティアガイドの育成と活動の推進を図るため、観光ボランティアガイドブックやユニフォームを作成するとともに、協議会を設立して観光ボランティアガイドの活動を支援している。

#### ○ 観光振興の推進

真鶴町は、観光ニーズを踏まえ、港の空間を利用した農業、漁業と観光を複合させた観光まつり・商工まつりの開催、体験型観光の推進、修学旅行等の体験型学習受入れ、真鶴半島健康マラソン、真鶴半島冬花火大会などを行っている。また、鉄道会社との合同企画による「駅からハイキング」の実施では、好評につき平成21年度から期間を拡大するなど観光振興に取り組んでいる。

○ 真鶴半島の保全・整備

県と真鶴町は、釣り人、ハイカー、観光客等が、住民の誇りであり貴重な財産である真鶴半島の原生林や自然海岸を体験できるように、「県立真鶴半島自然公園の保全と利用に関する推進会議」を設置し、樹木の補植、清掃活動、指導・監視パトロール等の環境保全活動を行うとともに、園地、遊歩道、駐車場等の自然公園施設の再整備に取り組んでいる。

○ 漁業の振興

真鶴町は、海の恵みを守りはぐくむ視点から、水産資源の保護育成のための漁場改良、放流事業の推進及び漁業生産拡大のための金融対策等による漁業の近代化に取り組んでいる。

6. 計画期間

平成 22 年度～ 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、真鶴港及び岩漁港の各事業者において計画終了後に必要な調査を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし